

\*\*\*\*\*

平成 2 8 年 第1回臨時会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

平成 2 8 年 1 月 2 5 日

上富良野町議会

# 目 次

第 1 号（1 月 2 5 日）

○議 事 日 程	.....	1
○出 席 議 員	.....	1
○欠 席 議 員	.....	1
○遅 参 議 員	.....	1
○早 退 議 員	.....	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	.....	1
○議会事務局出席職員	.....	1
○開 会 宣 告	.....	2
○開 議 宣 告	.....	2
○議会運営等諸般の報告	.....	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	.....	2
○日程第 2 会期の決定について	.....	2
○日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について(国庫補助金返還金の 支払遅延に係る損害賠償の額を定めること について)	.....	2
○日程第 4 議案第 7 号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例	.....	3
○日程第 5 議案第 1 号 平成 2 7 年度上富良野町一般会計補正予算(第 7 号)	.....	4
○日程第 6 議案第 2 号 平成 2 7 年度上富良野町国民健康保険特別会 計補正予算(第 4 号)	.....	5
○日程第 7 議案第 3 号 平成 2 7 年度上富良野町介護保険特別会計補 正予算(第 3 号)	.....	6
○日程第 8 議案第 4 号 平成 2 7 年度上富良野町ラベンダーハイツ事 業特別会計補正予算(第 4 号)	.....	7
○日程第 9 議案第 5 号 平成 2 7 年度上富良野町公共下水道事業特別 会計補正予算(第 3 号)	.....	7
○日程第 10 議案第 6 号 平成 2 7 年度上富良野町水道事業会計補正予 算(第 1 号)	.....	8
○閉 会 宣 告	.....	8

平成28年第1回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)	1月25日	原案可決
2	平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	1月25日	原案可決
3	平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	1月25日	原案可決
4	平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第4号)	1月25日	原案可決
5	平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	1月25日	原案可決
6	平成27年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)	1月25日	原案可決
7	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1月25日	原案可決
	報 告		
1	専決処分の報告について(国庫補助金返還金の支払遅延に係る損害賠償の額を定めることについて)	1月25日	報 告

○ 議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について 1月25日 1日間  
第 3 報告第1号 専決処分の報告について  
(国庫補助金返還金の支払遅延に係る損害賠償の額を定めることについて)  
第 4 議案第7号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
第 5 議案第1号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第号)  
第 6 議案第2号 平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)  
第 7 議案第3号 平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
第 8 議案第4号 平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第4号)  
第 9 議案第5号 平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
第 10 議案第6号 平成27年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)

---

○ 出席議員 (13名)

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中澤良隆君 | 2番  | 岡本康裕君  |
| 3番  | 佐川典子君 | 4番  | 長谷川徳行君 |
| 5番  | 今村辰義君 | 6番  | 金子益三君  |
| 7番  | 北條隆男君 | 8番  | 竹山正一君  |
| 9番  | 荒生博一君 | 10番 | 高松克年君  |
| 11番 | 米沢義英君 | 13番 | 村上和子君  |
| 14番 | 西村昭教君 |     |        |

---

○ 欠席議員 (1名) 12番 中瀬実君

---

○ 遅参議員 (0名)

---

○ 早退議員 (0名)

---

○ 地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |        |       |            |       |
|--------|-------|------------|-------|
| 町長     | 向山富夫君 | 副町長        | 田中利幸君 |
| 会計管理者  | 藤田敏明君 | 総務課長       | 石田昭彦君 |
| 建設水道課長 | 佐藤清君  | 町民生活課長     | 鈴木真弓君 |
| 保健福祉課長 | 北川和宏君 | ラベンダーハイツ所長 | 大石輝男君 |

---

○ 議会事務局出席職員

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 林敬永君  | 次長 | 佐藤雅喜君 |
| 主事 | 新井沙季君 |    |       |

午前9時00分 開会  
(出席議員 13名)

### ◎開会宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は13名でございます。これより平成28年第1回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

### ◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長(西村昭教君) 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

今臨時会は1月22日に告示され、同日議案等の配布をいたしました。今臨時会に提出の案件は、町長から提出の8件であります。今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 米 沢 義 英 君

13番 村 上 和 子 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

### ◎日程第3 報告第1号

○議長(西村昭教君) 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(国庫補助金返還金の支払遅延に係る損害賠償の額を定めることについて)の報告を行います。本件の報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました、報告第1号 専決処分の御報告をさせていただきます。この専決処分は平成26年度社会資本整備総合交付金返還金の支払い遅延による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づいて行わせていただいたものでございます。支払いの相手方でございますが、国土交通大臣であります。損害賠償の額といたしましては、231円でございます。

次に内容及び経過について御説明させていただきます。平成27年11月26日付けで届きました、平成26年度社会資本整備総合交付金返還金の納入通知書を收受した際、返還命令書に記載してあります納付期限を確認しなかったため、返還金の支払い手続きを取らないまま、同年12月9日の納付期限を経過してしまいました。同年12月16日に北海道から返還金が未納である旨の連絡があり、直ちに納入通知書の確認及び支払い手続きを取り、同月18日に支払いが完了したものの、補助金等にかかる予算の執行の適正に関する法律第19条第2項の規定により返還金の額8万5,778円の未納に対し、納入期限翌日の同月10日から18日までの9日間につき年10.95%の延滞金が生じることになりました。同月25日に收受した、道延滞金の納入通知書により、延滞金の額が231円であることを確認し、同額を損害賠償することについて同日12月25日に専決処分をさせていただきました。今回、監督不行き届きでこのような事故を起こし、申し訳ございませんでした。今後におきましては、公文書の取扱規定を遵守するとともに注意を促し、再発防止に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。以上報告を終わります。以下朗読を持って説明に代えさせていただきます。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。国庫補助金返還金の支払い遅延に係る損害賠償の額を定めることについて。

平成28年1月25日提出。

上富良野町長、向山富夫。

1ページをお開きください。

専決処分書。

国庫補助金返還金の支払い遅延に係る損害賠償の額を定めることについて。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年1月25日提出。

上富良野町長、向山富夫。

記。

1 支払いの相手方。国土交通大臣。

2 損害賠償の内容。上富良野町は平成26年度社会資本整備総合交付金返還金の支払い遅延による損害賠償として、延滞金231円を支払う。

以上、報告とさせていただきます。御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。11番、米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 金額的な問題も含めて、いわゆるチェック体制の問題かと思えます。非常にチェック体制が機能しているのかどうか、それは、行政そのものが機能しているのかどうかに繋がると思うのですが、お伺いしたいのは、それぞれ所管等を通じて、チェック体制が、係・担当課長、あるいは会計課も含めて、なされるべき時系列的な問題があるかと思えますが、そういったものが今回機能していなかったという事の説明であって、今後こういったことがないようにするといった事ですが。そういった、チェック体制、どこでどのような問題があったのかという事を内部で今後どうするのかという事も含めて検討したかと思えますが。そういった点についてどういう体制で不備があったのかというところをもう一度確認したいのと、今後どのようなチェック体制で機能を果たしていくのかという事を考えられたのか、この点、もう一度確認しておきたいと思えますが。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 11番米沢議員のご質問にお答えさせていただきます。まずチェック体制でございますが、北海道から請求の公文書が来まして、チェックしている所でございますが、結局一番大事な納入期限を見落としたという事で、決裁で、係から主幹、課長という事で課長決裁まで回ってきていますが、見落としたというのが原因でございます。

これは理由にはなりませんけれども、道の方から7月の23日に連絡がありまして、返納命令を12月の初旬に送付しますから12月の20日前後に支払い期限との連絡があったことから、それがちょっと頭に入ってい

たものですから、残念ながら正式に来た文書の納入期限が12月9日になっていたというのを見落としとしたというのが原因でございます。大変申し訳ございません。

今後につきましては、しっかりと公文書を確認しまして納入期限を守っていきたく思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これで本件の報告を終わります。

#### ◎日程第4 議案第7号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第7号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第7号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

昨年8月に人事院は国家公務員の給与及びボーナスについて、民間が公務員を上回り、その格差について引き上げの勧告を行い、その後当該勧告通りに実施する旨の閣議決定を経て、この度法改正がなされたところであります。本町の職員の給与についても人事院勧告及び国家公務員給与の改正内容を参酌し、所要の改正を行うため給与条例の改正を行うものであります。

改正の主な内容についてですが、1点目として月例給については、民間との格差を解消するため、1級の初任給を2,500円引き上げるとともに、若年層については同程度の改正をするよう、若年層に重点を置いた引き上げで、平均0.4%の引き上げ改定を行うものであります。

2点目として、ボーナスについては民間との支給割合に見合うよう、現行年間4.1月を4.2月に0.1月分引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分を行うものであります。以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、条を追ってその主な改正点のみ御説明させていただきます。

改正条例第1条は、公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及適用する内容で、勤勉手当に配分する0.1か月分の引き上げ分は、12月支給分に配分することと併せて、月例給の改定は、別表第1・別表第2で規定

している行政職給料表及び看護職給料表の改正を規定するものであります。

改正条例第2条は、平成28年4月1日から施行する内容で、勤勉手当の支給月分の改正を規定するものであります。なお、附則においては第1項及び第2項において、前段ご説明したとおり、当該条例の施行日及び適用日を規定するとともに、第3項において別表第1・別表第2の遡及適用により、改正前の給料表による給与については、昨年の改正に基づき支給されている現給保証分を含め、改正後の給料表による給与の内払いとみなす規定であります。

第4項は規則への委任規定であります。

以上をもちまして、議案第7号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議いただき議決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（西村昭教君）** 暫時休憩をしたいと思います。質疑につきましては、再開後に賜りたいと思いますので、お願いいたします。

---

午前9時13分 休憩

午前9時55分 再開

---

**○議長（西村昭教君）** 休憩前に引き続き、会議を再開します。先ほどの議案第7号の説明をいただきましたので、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）** なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第1号

**○議長（西村昭教君）** 日程第5 議案第1号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（石田昭彦君）** ただいま上程いただきました議案第1号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)について、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず1点目は職員給与費について、只今ご議決賜った上富良野町職員の給与に関する条例の改正に伴う月例給及び勤勉手当の増額改定による差額支給対応分と合わせて、職員の会計間移動及び退職等に伴います補正、並びに共済費等については昨年10月からは標準報酬月額を基礎として算定するとともに、負担率が大幅な減として確定となったことにより減額補正を行うものであります。

2点目は、福祉バスの運行について当初の見込みを上回る利用状況となっており、今後の運行に支障のないよう委託料の増額をお願いするものであります。

以上の内容を要素として、財源調整を図ったうえで、財源余剰と見込まれる部分につきましては予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。なお、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号。

平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)。

平成27年度上富良野町の一般会計の補正予算(第7号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

1 歳出。

3款 民生費、86万円の減。

4款 衛生費、67万2,000円の減。

8款 土木費、13万1,000円の減。

11款 給与費 2,725万2,000円の減

12款 予備費、2,891万5,000円。

歳出合計は、0円であります。

以上で議案第1号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)の説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（西村昭教君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

11番米沢義英君。

**○11番（米沢義英君）** 5ページの福祉バスの運行、委託料の増額という形になっていますが、委託料の内訳はどのようになっているのかという点と、現行の福祉バスの運行基準等があるかと思いますが、現在どういう基

準の基で利用されて、どういう団体が何団体、何回くらい利用されているのか、この点も合わせてお伺いしておきたいと思います。

次に10ページ・11ページにかかって給与費の今回の人事院勧告等の改正等があったと思います。一般的には人事院勧告の給与等の改正が引きあがった場合、増額予算になるのが通念だったかと思いますが、今回の場合大幅に2千7百万ほどの減額となっております。先ほどの説明では共済等の按分率の見直し、あるいは退職者等が出たという形の中で、今回差引減額になったという形になっておりますが、そこでお伺いしたいのは、現在、退職者等が3名という説明でありましたが、3名の方の退職によった部分の給与のマイナスというのはどのくらいあったのか。まず、この一点。二つ目には本来退職者等が出れば、その時点で給与等の減額補正が行われるべきなのかなと思いますが、今年度末まで引っ張ったという状況になっておりますが、その理由はどういう理由なのか、この点お伺いしておきたいと思います。今回の給与改定というのは、なかなか読みづらい部分がありますので、この点についてどのようなお考えなのかお伺いしておきたいと思います。

**○議長（西村昭教君）** 保健福祉課長答弁。

**○保健福祉課長（北川和宏君）** 11番米沢議員の最初の福祉バスの運行に関わりますご質問にお答えさせていただきます。福祉バスの運行基準についてであります。福祉バスにつきましては、当町に住んでおられます高齢者や障がい者の皆さんに気軽に、また積極的な福祉活動に取り組んでいただくために運行しているところであります。基準につきましては町内・町外目的に合わせて柔軟な運行ができるようにという事で、町内運行についてはおおむね15名以上で運行する。また、富良野圏域内・美瑛町の運行については、年2回までという事で、これにつきましては人数20名以上での参加で運行するというような基準を設けております。また圏域外の運行につきましても、町外運行については年2回までおおむね25名以上の参加で、一泊を限度にという事で利用の基準をもうけさせていただいているところであります。利用団体等につきましては、それぞれの団体の運行回数については手元に資料がありませんが、単位老人クラブの利用でありますとか、老人の連合クラブ、それから社会福祉協議会等のふれあい昼食会であるとか諸行事等にも使わせていただいているところであります。今回の補正につきましては、運行回数そのものについては例年とほぼ変更はなかったのですが、運行時間につきましては、先ほど申し上げました基準で、圏域外の所でそれぞれ距離数も制限を設けているところであります。

すが、たまたま今年度につきましてはぎりぎりまで行く団体が多かったという事で、運行時間が延びたという事で今回その部分につきまして補正をさせていただきたいというものでございます。以上でございます。

**○議長（西村昭教君）** 総務課長答弁。

**○総務課長（石田昭彦君）** 11番米沢議員のご質問にお答えいたします。まず職員の退職等については、今、議員のほうから御質問にありましたように、15ページの給与明細書にも記載があるように、3名の減となっております。この3名の減によります給与・手当の影響額につきましては、おおむね一千万を少し超えるぐらいの額かなという事で計算をなされております。今回この時期にこれらを含めて全体の補正をさせていただいておりますが、例年であれば人事院勧告がなされまして、それらの対応につきましては12月1日が基準になりますので、11月の下旬に臨時議会をお願いしてそれらの条例改正の上程をさせていただいております。それに基づく予算の補正につきましては、4月からそれまでの間の退職や会計間の移動のあった分も含めて、例年であれば12月に全体の調整をさせていただいておりますが、今年につきましては国会が1月からの開会という事で、国家公務員の方の給与の法案の確定がなされなかったことから、それらを待って対応させていただいたことからこのような形になったという事で、特段の何か大きな目的があつてこの時期に延ばしたという事ではないという事を御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

**○議長（西村昭教君）** よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第6 議案第2号

**○議長（西村昭教君）** 日程第6 議案第2号 平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。



**○町民生活課長（鈴木真弓君）** ただいま上程いただきました議案第2号 平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

職員給与費について、上富良野町職員の給与に関する条例の改正に伴う月例給及び勤勉手当の増額改定による差額支給対応分と合わせて、職員の異動に伴う補正並びに共済費等について昨年10月からは標準報酬月額を基礎として算定することとなり、負担率が大幅な減として確定したことにより、歳入について繰入金を、歳出について総務費を、それぞれ同額を減額補正するものがあります。

それでは以下議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号。

平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

平成27年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,708万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

1 歳入。

8款 繰入金 67万2,000円の減。

歳入の合計は67万2,000円の減であります。

2 歳出。

1款 総務費 67万2,000円の減。

歳出の合計は67万2,000円の減であります。

以上で議案第2号 平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（西村昭教君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）** なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第7 議案第3号

**○議長（西村昭教君）** 次に、日程第7 議案第3号 平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（北川和宏君）** ただいま上程いただきました議案第3号 平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、給与費条例及び会計間移動等に伴います職員給与費の補正をするものであります。また介護予防支援委託料の増加によりまして、所要の費用の補正をしようとするものであります。なお収支の差額につきましては予備費を充当しようとするものであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号。

平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

平成27年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億616万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

1 歳入。

7款 繰入金 95万1,000円の減。

歳入合計は95万1,000円の減であります。

2 歳出。

1款 総務費 95万1,000円の減。

3款 地域支援事業費 43万9,000円。

7款 予備費 43万9,000円の減。

歳出合計は95万1,000円の減であります。

以上で議案第3号 平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(西村昭教君)** これをもって、提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

**○議長(西村昭教君)** なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西村昭教君)** 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第4号

**○議長(西村昭教君)** 日程第8 議案第4号 平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

**○ラベンダーハイツ所長(大石輝男君)** ただいま上程いただきました議案第4号 平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳出におきまして、1点目は給与職員手当・共済費等の精査でございます。2点目はそれにより生じました23万7,000円につきまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう不測の事態に備えるため、全額を予備費に計上するものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。議案第4号。

平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第4号)。

平成27年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。第1表につきましては、

款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

1 歳出。

1款 総務費、23万7,000円の減。

5款 予備費、23万7,000円。

歳出補正額の合計は、0円であります。

これもちまして、平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第4号)の説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(西村昭教君)** これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

**○議長(西村昭教君)** なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西村昭教君)** 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第5号

**○議長(西村昭教君)** 次に、日程第9 議案第5号 平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

**○建設水道課長(佐藤 清君)** ただいま上程いただきました議案第5号 平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳出において給与条例の改正及び職員の会計間異動等に伴います給料・手当・共済費等の補正に伴い下水道管理費の減となり、歳入につきましては下水道管理費の減に伴います一般会計繰入金の減であります。

以下、議案を朗読し説明に代えさせていただきます。議案第5号。

平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成27年度上富良野町の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ3億7,667万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1 歳入。

4 款 繰入金、補正額13万1,000円の減。

歳入合計13万1,000円の減となっております。

2 歳出。

1 款 下水道事業費、補正額13万1,000円の減。

歳出合計13万1,000円の減とするものであります。

以降、事項別明細書につきましては先に御高覧いただいていることから、説明を割愛させていただきます。以上、議決項目のみ御説明いたしました。御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西村昭教君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）** なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第10 議案第6号

**○議長（西村昭教君）** 日程第10 議案第6号 平成27年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

**○建設水道課長（佐藤 清君）** ただいま上程いただきました議案第6号 平成27年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳出につきまして、給与条例の改正及び職員の会計間異動等に伴います給料・手当の補正に併せて、共済費等について減額し、同額を予備費に充てる内容となっております。総予算の増減は伴わない内容となっております。以下議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第6号 平成27年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)。

総則。

第1条、平成27年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正額のみ申し上げます。

支出。第1款、水道事業費用。

第1項、営業費用、補正予定額14万7,000円の減。

第4項、予備費、14万7,000円の増となるものです。

議会の議決を経なければ流用できない経費。

第3条、予算第5条に定めた経費の金額を、次のように定める。

(1) 職員給与費、補正予定額、14万7,000円の減となるものです。

以降、1ページから7ページの予算実施計画及び明細書につきましては、先に御高覧いただいていることから説明を割愛させていただきます。以上、議決項目のみ御説明いたしました。御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西村昭教君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長（西村昭教君）** なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣告

**○議長（西村昭教君）** 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これをもって、平成28年第1回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 28 年 1 月 25 日

上富良野町議会議長 西村 昭 教

署 名 議 員 米 沢 義 英

署 名 議 員 村 上 和 子